

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 422

2022年 5 月号 MAY



今月のお知らせ

自動車税・固定資産税など新年度の納税が始まります。

- ✎ 令和4年度の主な税制改正
- ✎ 長崎県事業復活支援給付金
- ✎ 各市町村のコロナ支援金 追加分
- ✎ はしやすめ ・グリコ創立100周年
- ✎ 税務まめ辞典 ・商品券の経理処理



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和4年度の主な税制改正

住宅ローン減税の見直し

住宅ローン減税の控除率が1%から0.7%へ引き下げられ、適用対象者の所得要件も3,000万円から2,000万円へ引き下げられました。

また、令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅については一定の省エネ性能を満たさないと適用対象外となります。

居住開始年			R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年
借入 限度額	新築 住宅	認定住宅	5, 000 万円		4, 500 万円	
		ZEH 水準省エネ住宅	4, 500 万円		3, 500 万円	
		省エネ基準適合住宅	4, 000 万円		3, 000 万円	
		その他の住宅	3, 000 万円		0 円 (R 5 年までに新築の建築確認 : 2, 000 万円)	
	既存 住宅	認定住宅・ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3, 000 万円			
		その他の住宅	2, 000 万円			
控除率			0 . 7 %			
控除期間	新築住宅		1 3 年 (「その他の住宅」は R 6 年以降入居の場合 1 0 年)			
	既存住宅		1 0 年			
所得要件			2, 000 万円			
床面積要件			5 0 m ² (新築の場合 R 5 年までに建築確認 : 4 0 m ² 、所得要件 1, 000 万円)			

中小企業の所得拡大促進税制の改正

R4年4月1日以後に開始する事業年度から中小企業が給与等支給額を前期比1.5%以上引き上げて給与支給増加額の15%を税額控除できる。増加割合が2.5%以上であれば税額控除率を15%上乗せ、さらに教育訓練費の額が前期より10%以上増加していれば控除率が10%上乗せされました。

	要件	税額控除率
通常要件	雇用者給与等支給額が前期比1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の15%
上乗要件	雇用者給与等支給額が前期比2.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の+15%
	教育訓練費が前期比10%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額の+10%

※ すべての要件を満たせば最大で40%の税額控除率。ただし、法人税(所得税)の20%が上限

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした場合の贈与税の非課税限度額が、住宅用家屋の取得等に係る契約時期にかかわらず、住宅家屋の区分に応じ下記のとおり要件の見直しが行われました。

区 分	非課税限度額
省エネ性能・耐震性能・バリアフリー性能のいずれか備えた住宅用家屋の場合	1,000万円
上記以外の住宅用家屋の場合	500万円

※ 適用期限は令和4年1月1日～令和5年12月31日まで

※ 令和4年4月1日より受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げ

※ 既存住宅の場合は昭和57年以降に建築された住宅又は新耐震基準に適合している住宅

長崎県事業復活支援給付金

国の事業復活支援金に上乗せして給付されます。ただし、国の給付限度額より売上減少額が少なかった（給付上限額まで受給できなかった）場合や営業時間短縮要請の対象業者でないこと。

給付対象	① 法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が長崎県内であること ② 国の事業復活支援金の給付要件を満たしていること ③ 国の事業復活支援金を申請又は受給しており、その給付額を上回る売上減少が生じていること ④ 令和4年1月から3月における県の営業時間短縮要請の対象業者でないこと
給付額	給付額＝①－②－③ ※千円未満切捨て ① 国の事業復活支援金の基準期間の事業収入 ② 国の事業復活支援金の対象月の事業収入×5 ③ 国の事業復活支援金の給付（予定）額 上限額：1事業者あたり20万円（法人・個人とも同額）
申請期限	令和4年4月18日（月）～7月29日（金） ※当日消印有効
申請方法	「簡易書留」や「レターパック」など郵便物が追跡できる方法で郵送 申請書類等は長崎県のホームページからダウンロードできます
問合せ先	長崎県事業復活支援給付金申請受付センター ☎050-8881-6347 9時～17時まで（土日祝除く）

※ 国の事業復活支援金の申請に伴う税理士等による事前確認が5月26日（木）まで、申請期限は5月31日（火）までとなっていますのでご注意ください。

各市町村のコロナ支援金 追加分

	長与町 長与町事業継続支援金（第6弾）	時津町 時津町事業継続支援給付金（第3期）
申請要件	① 2022年1月17日時点において町内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業者の場合は町民） ② 2022年1～3月のいずれかの月間事業収入が2019年～2021年の間の任意の年の同月比で20%以上30%未満減少している ③ 長与町の場合は2019年12月末までの納期に係る町税等の滞納がないこと 時津町の場合は2022年3月末までに納期が到来している町税の滞納がないこと	
給付額	申請要件を満たす月の売上減少額（1か月あたりの上限額10万円） 月ごとに減少額を算定し、いずれか2か月分、最大20万円支給	
申請期間	令和4年4月8日（金）～令和4年6月7日（火）までに必着	
申請方法	郵送 申請書類等は町ホームページからダウンロードできます	
問合せ先	長与町：専用ダイヤル ☎095-801-4304	時津町：産業振興課 ☎095-882-3801

島原市 島原市事業継続支援給付金（第3次）

申請要件	① 2022年4月1日時点において島原市内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業者の場合は住民票上の住所が島原市内にあること） ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月間事業収入が2018年～2021年の間の任意の年の同月比で20%以上30%未満減少している
給付額	基準期間の売上高－対象月（2021年11月～2022年3月までのいずれかの月）の売上高×5 ※基準期間とは次の①～③までのいずれか ①2020年11月～2021年3月 ②2019年11月～2020年3月 ③2018年11月～2019年3月 上限額：1事業者あたり25万円
申請期間	令和4年4月11日（月）～令和4年5月31日（火） ※当日消印有効
申請方法	郵送 申請書類等は島原市のホームページからダウンロードできます
問合せ先	申請者専用相談窓口 ☎0120-789-140

上記の支援金等については、国の事業復活支援金や各市町村の飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと

はしやすめ

グリコ創立100周年



両手を掲げてゴールインする大阪道頓堀で人気の撮影スポットといえば「グリコ」の看板ですが、今年で創立100周年を迎えました。創業者である江崎利一氏は1919年、「カキの煮汁にはグリコーゲンが含まれているのではないか」と、いつか読んだ新聞記事を思い出し、九州帝国大学付属医院に分析を依頼し、大量のグリコーゲンが含まれていることを確認。

グリコーゲンは糖が筋肉に蓄えられエネルギー源となるため薬として商品化しようとしていた頃に長男がチフス（細菌感染症）にかかり、医者もさじを投げる状態だったがカキのエキスを与え続けたら日に日に容体が良くなり一命をとりとめた。その時に大学の先生から「予防こそ病気に勝る」というアドバイスをもらい、グリコーゲンを一番必要とする育ち盛りの子供たちにキャラメルを作ることを決めた。

「グリコ」は語呂もよく、形も真心を表すハート型にして他社と差別化。トレードマークのロゴは神社の境内でかけっこをしている子供たちが両手を挙げてゴールインする姿からひらめいたそうです。

有名な店で売り出せば一般の小売店でも取り扱ってくれると考え、歴史ある三越に何度も頼み込んだ末に販売へこぎつけると、味の改良も行い順調に売上を伸ばしていった。また、「食べること」と「遊ぶこと」が子供にとって二大天職と考え、1927年におもちゃ付きで販売されると一層グリコを世の中に知らしめる存在となった。

冒頭のグリコの看板が初めて設置されたのは1935年。その後、戦争に伴う金属類回収令により解体されるが、1955年に再建され、時代の移り変わりとともにリニューアルされ現在は6代目となります。

江崎利一氏は「事業奉仕即幸福 “事業を道楽化し、死ぬまで働き続け、学び続け、息が切れたら事業の墓場に眠る”」を座右の銘として1980年に97歳で天寿を全うするまで事業に専念したが、その精神はゴールインすることなく現在も脈々と受け継がれています。

税務まめ辞典

商品券の経理処理

コロナ過により飲食等の接待が減り、贈答用として商品券を利用する場面が増えていくようです。資本金1億円以下の中小法人は8百万円まで交際費を全額損金算入できますが、換金性が高い商品券やプリペイドカードなどは税務調査の際に使用状況の分かる書類を求められ、何の管理もしていない場合は必要経費と認められないおそれがあります。交際費とは事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

商品券を購入した場合の経理処理は、得意先等への贈答用であれば「交際費」として処理し、帳簿に渡した相手や支出の目的を記載します。ただし、一度に大量の商品券を購入した場合は「誰に、何枚渡した」のかを具体的に記録した書類等を保存しておく必要があります。もし商品券が余った場合は「貯蔵品」（または「商品券」として処理します。

例えば金券ショップなどで額面より安く商品券を購入し、自社で利用した場合は額面と購入金額の差額を「雑収入」で計上します。購入した商品券は現金同等とみなされますが、分かりやすくするために「商品券」の勘定科目を使用するといでしょう。商品券を使用して消耗品を購入した場合は借方を「消耗品費」、貸方を「商品券」として処理します。

また、従業員への表彰として商品券を渡した場合は「給料手当」となり、渡した相手が役員であれば「役員賞与」としてそれぞれ源泉徴収が必要となります。役員賞与の場合、事前確定届出給与に該当しない支給については損金不算入となります。

なお、商品券やプリペイドカードなどの消費税区分は「非課税」となります。